

指定管理者の指定について

地方自治法第 244条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 8 年 2 月 6 日提出

沼津市長 賴 重 秀 一

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
沼津市大岡地区センター	沼津市大岡2357番地の1	大岡コミュニティ推進委員会 会長 上田素行	令和 8 年 4 月 1 日 から令和13年 3 月 31日まで
沼津市大平地区センター	沼津市大平2197番地の1	大平コミュニティ推進委員会 会長 田代浩嗣	令和 8 年 4 月 1 日 から令和13年 3 月 31日まで
沼津市西浦地区センター	沼津市西浦立保22番地の1	西浦コミュニティ推進委員会 会長 山田貞幸	令和 8 年 4 月 1 日 から令和13年 3 月 31日まで
沼津市浮島地区センター	沼津市平沼 375番地の1	浮島地区コミュニティ推進委員会 会長 成島安司	令和 8 年 4 月 1 日 から令和13年 3 月 31日まで
沼津市第一地区センター	沼津市八幡町65番地の1	第一地区コミュニティ推進委員会 会長 荒井義夫	令和 8 年 4 月 1 日 から令和13年 3 月 31日まで

沼津市原地区センター	沼津市原1200番地の3	原地区コミュニティ推進委員会 会長 山本幸平	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
沼津市第四地区センター	沼津市吉田町20番1号	第四地区コミュニティ推進委員会 副会長 三澤章夫	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
沼津市静浦地区センター	沼津市獅子浜34番地	静浦コミュニティ推進委員会 会長 佐藤正夫	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
沼津市金岡地区センター	沼津市江原町3番1号	金岡コミュニティ推進委員会 会長 土屋新一	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
沼津市第五地区センター	沼津市五月町15番1号	第五地区コミュニティ推進委員会 会長 土屋豊	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで